

会 議 録

1 会議名

令和3年度第11回大島区地域協議会

2 議題（公開）

1 報 告

(1) 令和4年度地域活動支援事業について

2 協 議

(1) 令和4年度大島区地域協議会の運営について

3 その他

(1) 令和4年度第1回地域協議会の開催日について

(2) 今冬の大雪における対応と被害状況について

3 開催日時

令和4年3月30日（水）午後2時から3時10分まで

4 開催場所

大島就業改善センター3階 大会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：飯田國男、飯田多津子、飯田敏郎、内山信、内山元栄、武江一義、武田昌
午、中村朝彦、丸田新一、丸田松男、山岸久雄、吉野健治
- ・ 大島区総合事務所：小林所長、岩野次長、小林市民生活・福祉グループ兼教育・文
化グループ長、総務・地域振興グループ 高橋班長、佐藤主任

8 発言の内容

【丸田会長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 挨拶
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上

の出席を確認、会議の成立を報告。

- ・本日の会議録の確認は、委員番号8番の中村朝彦委員にお願いする。

【中村委員】

- ・了承

【丸田会長】

- ・報告事項（1）令和4年度地域活動支援事業について、事務局に説明を求める。

【岩野次長】

- ・2月18日（金）に開催した、第10回大島区地域協議会において、令和4年度地域活動支援事業における大島区の採択方針等を決定した。
- ・この採択方針等を基に大島区の募集要項（案）を作成したのが資料No.1である。
- ・詳細な説明は割愛するが、1頁の中段に大島区の配分額が記載しており、この配分額については前年度と同額の490万円となる。別紙に各区の配分額の一覧表を配布したので、確認いただきたい。
- ・また、この募集要項（案）については、大島区総合事務所だより3月25日号の配布に合わせて、全戸配布した。前回の地域協議会では、令和4年度の本事業の予算については、市議会3月定例会での新年度予算の成立が前提となることを説明したが、3月28日（月）に本会議の最終日に新年度予算が可決された。
- ・資料No.1については、作成した時点では当初予算が可決されていなかったため、要項（案）の1頁目に「令和4年度の本事業の予算は、令和4年第1回（3月）上越市議会定例会での議決をもって成立します。」という記載をしている。
- ・新年度予算が成立したことにより、委員の皆さんに事業提案書の様式やQ&A等を配布したので、確認いただきたい。
- ・最後に3月14日（月）から事前相談を行っている。本日までの相談件数は2件である。

【丸田会長】

- ・事務局の説明に対し、質疑を求めるもなし。
- ・協議事項（1）令和4年度大島区地域協議会の運営について、事務局に説明を求める。

【岩野次長】

- ・今回は、会議の開催日時や地域協議会だよりの作成等の地域協議会の運営に関する

事項について、協議いただきたい。

- ・会議の開催日時は、委員改選時に水曜日の日中と決めていただいたが、「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について、皆さんで勉強会にて検討していただき、大島区地域協議会の取組として、自治・地域振興課に報告している。その報告の中で、会議の運営については、「委員が会議に参加しやすくなるような開催日時や回数を柔軟に設定する」、地域協議会だよりについては、「引き続き地域協議会だよりを年3回発行する」としている。
- ・委員改選時から皆さんの生活環境が変わったかもしれないので、令和4年度における開催日程、地域協議会だよりの発行等について、協議いただきたい。
- ・地域協議会だよりについては、編集グループや発行時期、内容を別紙にまとめたので、確認いただきたい。

【丸田会長】

- ・事務局の説明に対し、質疑を求めるとなし。
- ・資料No.2の各項目について協議する。会議の開催日時の日程は、先ほどの事務局からの説明のとおり、水曜日の開催であった。また、例年は、8月と9月と2月は地域協議会を開催していない。令和3年度は、諮問事項があったことと4地区で出張地域協議会を開催したことから、10月を除いた毎月、地域協議会を開催した。出張地域協議会は、地元の要請で水曜日以外に開催したこともあるが、今年度はどうするか。

【中村委員】

- ・今までどおりでよい。

【丸田会長】

- ・今までどおり水曜日の開催としてよいか。
(「はい」の声)
- ・今までどおり水曜日の開催とする。これは、原則としてであり、開催曜日が変更になる場合もあるので、了解いただきたい。
- ・次に開始時刻について、今年度は午後2時からの開催としていたが、変更したほうがよいという意見はないか。

【山岸委員】

- ・日中の開催は、農作業があり、また、仕事をしている人は厳しいという感じはする。

検討していただければありがたい。

【丸田会長】

・他に意見はないか。

【中村委員】

・私の希望としては、日中をお願いしたい。日中の開催でないと出席できない日が多くなる。

【丸田会長】

・飯田（敏）委員、意見はないか。

【飯田（敏）委員】

・午後2時からの開催では、仕事をしている人は、半日休みを取得するような形となるので、午前中や夕方に開催したほうがよいと思う。できれば、夕方以降の開催としていただきたい。

【丸田会長】

・内山（元）委員、意見はないか。

【内山（元）委員】

・年9回のうち、せめて2、3回位は夜の開催にしていきたい。

【丸田会長】

・他に意見はないか。

【丸田（松）委員】

・基本的には、全員が出席するのがよいと思う。今の皆さんの意見を聞くと、勤めている委員もいれば、家にいて、時間はいつでもよいという委員もいる。ここで皆さんの意見を聞き、方向性を決めていただければよい。方法はいくらかでもあると思う。

・先ほどの内山（元）委員の発言のように、例えば、年9回のうち偶数月を夕方の開催にし、奇数月を日中の開催とするとか、検討いただきたい。

【中村委員】

・その案だと半分が夕方の開催となってしまう。

【丸田会長】

・通常の地域協議会は午後2時からの開催であるが、出張地域協議会は必ず夕方の開催になるので、9回のうち約半分の4回は夕方の開催となっている。今年度の例では、11回のうち4回が夕方の開催であり、他は2時からの開催であった。

【飯田（敏）委員】

- ・出張地域協議会は令和4年度も実施するのか。私は、実施しても意味がないので、やめたほうがよいと思う。
- ・通常地域協議会も、議題がなければ開催しなくてもよいと思う。

【丸田会長】

- ・昨年以外は、基本的に8月、9月、2月は地域協議会を開催していない。今年度は出張地域協議会を4回開催したため、日程が詰まってしまい、例年は開催しない2月も開催することになった。議題がなければ、開催しなくてもよい。
- ・来年度は、出張地域協議会のことを踏まえながら、他で回数を減らしていこうかと思う。

【飯田（敏）委員】

- ・来年度も4地区で出張地域協議会を実施する予定ということか。

【丸田会長】

- ・そのとおり。
- ・今までどおり、午後2時からの開催でよいという委員は挙手願う。
(挙手多数)

【内山（信）委員】

- ・広報等を見ると午後6時頃から開催している地域協議会が多く、昼の午後2時から開催している地域協議会はあまりないようである。

【丸田会長】

- ・他の地区は、ほとんど午後6時からの開催である。そのことを踏まえて皆さんにお諮りした。開催時刻を変更したほうがよいという委員もいたが、今までどおり午後2時からの開催としてよいか。
(「はい」の声)
- ・次に会場であるが、今までどおり、大島就業改善センターでの開催としてよいか。
(「はい」の声)
- ・地域協議会だよりについて、編集委員は現在の編集委員のままでよいか。
(「はい」の声)
- ・発行回数について、意見はあるか。
(意見なし)

- ・意見がないので、発行回数は3回とする。
- ・編集方法について、編集会議を開催し、概要を決めているが、その方法でよいか。
(「はい」の声)
- ・その他、勉強会について、どのように開催したらよいか。地域協議会とは別に開催しなければならない。毎回実施するのか、1回おきに開催するのか。
- ・今回は、出張地域協議会の結果についての勉強会を開催する。この会議の後に、勉強会の内容について事務局からの説明を予定している。
- ・このような勉強会をどのように開催したらよいか。

【吉野委員】

- ・状況や必要に応じて、随時、従来のように地域協議会の終了後に開催することによってよいと思う。

【丸田会長】

- ・他に意見はないか。

【中村委員】

- ・このところ勉強会の開催の必要はなかったと思う。もし、何かあったら会議の後に関わらず必要なだけ開催すればよいし、必要がなければ開催しなくてもよいと思う。

【山岸委員】

- ・中村委員の意見に賛成である。

【丸田会長】

- ・状況や必要に応じて開催するということがよいか。
(「はい」の声)

【岩野次長】

- ・決定内容を確認する。会議の開催日時は、原則として、例年どおり水曜日の午後2時からの開催とし、会場は大島就業改善センターとするということであるが、先ほどの出張地域協議会の在り方についての話のとおり、もし、出張地域協議会を実施する場合や緊急に地域協議会を開催しなければならない場合は、必要に応じて、時間や曜日を変更するということがよいか。

(「はい」の声)

- ・地域協議会だよりは、前年度と同様に、編集委員は2グループで、委員の編成は、資料に記載のとおりということで確認した。また、発行回数は3回、編集方法は、

編集会議を開催し、会議の中で決めていくということで確認した。

- ・令和4年度の地域協議会だよりの発行と編集グループの順番については、編集グループ2から開始ということで、第39号は編集グループ2、第40号は編集グループ1、第41号は編集グループ2ということで確認した。
- ・第39号については、例年、地域活動支援事業の採択に係る内容を掲載している。地域活動支援事業は令和4年度で終了するが、採択事業の関連記事を掲載することとさせていただきたい。第40号以降は、内容について、編集グループで協議していただきたい。
- ・勉強会については、状況に応じ、必要に応じて開催するという意見や地域協議会の終了後にかかわらず必要があれば開催したほうがよいという意見があった。勉強会単独の開催となると費用弁償の支払いの対象外となるので、了承いただきたい。

【丸田会長】

- ・開催日については、案件がなければ開催しないということであったが、正副会長会議で決めるので、了承いただきたい。
- ・次に、その他(1) 令和4年度第1回地域協議会の開催日について、4月25日(月)から27日(水)の間で決めたいが、皆さんの意見を伺いたい。
(意見なし)
- ・意見がなければ、4月27日(水)午後2時から大島就業改善センターで開催とするがそれでよいか。
(「はい」の声)
- ・次に、(2) 今冬の大雪における対応と被害状況について、事務局に説明を求める。

【岩野次長】

- ・資料No.3に沿って説明。
- ・要援護者除雪費助成制度の実績については、小林グループ長から説明させていただく。

【小林グループ長】

- ・県の要援護者除雪費助成制度の実績について、新潟県災害救助条例適用期間である令和4年2月24日(木)から3月5日(土)までの10日間の制度の利用世帯数は29世帯であり、実績金額は1,655,775円である。
- ・また、市の要援護者除雪費助成制度の実績見込みについては、利用世帯数は93世

帯、金額は約570万円である。

- ・各地区の民生委員から協力いただいた。この場を借りて感謝申し上げる。

【丸田会長】

- ・他に何かないか。

【岩野次長】

- ・3月26日（土）の強風被害について報告させていただく。
- ・3月27日（日）に総合事務所で2班体制に分かれて、パトロールを実施した。パトロールの結果と町内会長からの報告を合わせ、覚知している被害状況については、住家の一部損壊が2件、被害箇所はいずれも屋根のトタンや板の剥がれである。また、非住家である小屋の一部損壊が1件、屋根のトタンや板が剥がれて周辺に飛散したが、町内会の住民から片付けていただいた。また、公共施設については、菖蒲農村環境改善センターの南側の外壁が一部剥がれ落ち、一部損壊となった。3月26日（土）の強風被害は、今のところこの4件の被害が発生した。
- ・次に、3月に安塚区、浦川原区、大島区における学校適正配置に係る住民説明会の結果について、お知らせするとともに、今後の安塚中学校、浦川原中学校、大島中学校の統合に向けた、スケジュールについて説明させていただく。
- ・大島区では旧小学校区単位である4地区で説明会を実施し、4会場で105人の住民が参加した。参加した住民からは、通学方法、編入や新設等の統合方式、統合までの期間や学校名への意見をはじめ、冬期間の対応として寄宿舎の必要性や子ども達の身心の負担への配慮のほか、地域としては寂しいが、今後のことを考えると致し方ない等、様々な意見をいただいた。
- ・すべての会場において、教育委員会が示した学校適正配置の取組の方向性について、賛同いただき、大島区においては、中学校の統合に向けた合意をいただいたと考えている。また、安塚区では3月14日、浦川原区では3月25日住民説明会が行われ、両区においても合意をいただいたと担当課である教育総務課から聞いている。
- ・今後の動きとして、住民説明会の終了後に学校適正配置審議委員会、そして、教育委員会協議会への説明により、令和4年度の早い段階で統合方式を決定する中で、統合方式の検討についても並行して進めていくとのことである。統合方式を検討した結果、新設統合と決定した場合は、校名の検討も必要になる。その後、地域協議会への諮問が行われ、地域協議会からの答申後に、統合実行委員会の設置、そして

統合に向けた検討を行っていく。また、3月に実施した住民説明会の結果について、教育委員会で取りまとめて、今後、住民の皆さんに報告する。報告方法については、チラシを作成し、全戸配布する予定である。住民説明会の結果を踏まえた詳細については、4月の地域協議会で説明させていただく。

- ・次に、丸田会長から11月24日（水）の第7回地域協議会における市道大平岩栗線の来年度以降の修繕計画についての質問について、回答する。

令和4年度における市道大平岩栗線の修繕については、浦川原区総合事務所の建設グループと協議した。全面舗装するとなると、限られた予算の中ですべて実施することは非常に困難であるため、最低でも共同墓地の入り口までの間において、電動シニアカーが安全に走行できるように、穴やひび割れ等をできる限り補修する方向で考えている。今後、浦川原区総合事務所の建設グループと現場を再確認し、補修方法についても再度協議する中で進めていく。

【丸田会長】

- ・他に何かないか。

【内山（信）委員】

- ・前年度は国の災害救助法が適用され、今年度は県の災害救助条例が適用された。要援護者除雪費助成制度について、昨年は母屋の屋根の雪下ろしと玄関前の除雪、下ろした雪の排雪が助成対象となったが、今年は、下ろした雪の排雪が助成対象から外れたのはなぜか。

【小林グループ長】

- ・端的に言うと、前年度は国の災害救助法が適用されたが、今年度は国の災害救助法適用の前段階である県の災害救助条例が適用されたためである。また、前年度は、本来、提出する必要がある除雪前後の写真について、国の災害救助法が適用されて、約3日間は写真の提出を免れたため、結果として助成を受けることができた世帯もあった。
- ・今年度は、県から災害救助条例適用に際して、除雪前後の写真の提出や母屋の屋根の雪下ろしと玄関前の除雪が除雪助成対象であることについてあらかじめ通知があった。

【内山（信）委員】

- ・県の条例や国の災害救助法もいずれも、限度額は同じ137,900円なのか。

【小林グループ長】

- ・今回の場合は、そのとおりである。

【内山（信）委員】

- ・限度額は同じなのに、なぜ、国と県の制度で助成対象が異なるのか。しかも、国は下ろした雪の排雪についても助成対象であるのに対し、多雪地域であるにもかかわらず、県や市は、下ろした雪の排雪の助成をカバーしないのか。国が多雪地域のために精一杯努力しているのに、多雪地域である県と市が下ろした雪の排雪の助成をカバーしないのか。

なぜ、助成対象として外したのか。

【小林グループ長】

- ・市で助成対象として外したわけではない。県の制度として、下ろした雪の排雪は助成対象となっていないということである。
- ・県の条例適用にならない部分は、助成限度額が65,600円である市の助成制度を活用できる。

【内山（信）委員】

- ・私の質問は、限度額が65,600円である市の助成制度は関係ない。国と県で助成限度額が137,900円にも関わらず、下ろした雪の排雪について助成対象から外したのかという質問をしている。

【小林グループ長】

- ・端的に言えば、国と県で助成対象となる範囲が異なるということである。

【内山（信）委員】

- ・なぜ、下ろした雪の排雪について助成対象から外したのか。

【小林グループ長】

- ・市で助成対象として勝手に外したわけではなく、県の補助制度で助成対象になっていないということである。

【内山（信）委員】

- ・県の補助制度でもいいが、市は、要援護者除雪費助成制度の制度を運用していて、多雪地域なのに、下ろした雪の排雪を補助しないのを不思議に思わないのか。

【小林グループ長】

- ・申し訳ないが、最初から説明をさせていただく。前年度は、国の制度が適用された

が、その時は補助対象となる作業について、具体的には限定されていなかった。

- ・今年度は、県の制度が適用され、県から助成対象範囲について事前に通知があった。
- ・また、今年度は、大島区において、県の災害救助条例が適用された前日は休日であり、多くの住民が降雪後すぐに除雪をしたため、災害救助条例の適用直後に作業前の写真が撮れなくなり、県の助成制度の対象とならなかった世帯があった。
- ・対象にならなかった部分は、市の要援護者除雪費助成制度を適用させて対応した。

【内山（信） 委員】

- ・私の質問は、なぜ、下ろした雪の排雪について助成対象から外したのかということ。
- ・対象から外されておかしいと思わないのか。

【小林グループ長】

- ・昨年の適用された国の基準と今年の適用された県の基準が異なるからである。

【内山（信） 委員】

- ・昨年と今年の実績を持ってきてほしい。

【岩野次長】

- ・内山（信）委員の発言は、もっともだと思う。4 mを超える雪の中で暮らしている中で皆さん雪下ろしや除雪に苦労していることは、十分承知している。
- ・今ほどの質問は、国の災害救助法の適用と県の災害救助条例の適用において、雪の量が同じで、限度額が同じなのに、なぜ、対応が違うのかという内容であるが、それは、国と県で、最善ではないが、考えながらの事業として進められていると認識している。
- ・委員の発言については、市議会3月定例会の一般質問においても同じような話があった。その中で、市としては、今回、限られた期間ではあるが、いろいろ寄せられた意見について、県や国に働き掛けていくと回答している。いただいた意見については、今一度、担当課に話をつなぎ、どのような取組になるのか確認した上で、委員の皆さんに報告する。

【内山（信） 委員】

- ・改めて、質問する。今年度、制度を利用した世帯は、たしか市では1, 3 4 1世帯、大島区は1 0 7世帯であったと思うがどうか。

【岩野次長】

- ・具体的な数字は掴んでいないので、調べてお知らせする。

【小林グループ長】

- ・大島区における前年度の国の災害救助法適用期間の要援護者除雪費助成制度の実績は、115世帯、今年度は県の災害救助条例適用期間の実績は29世帯である。

【内山（信）委員】

- ・その29世帯は屋根の雪下ろしに対して助成を受けたということか。

【小林グループ長】

- ・屋根の雪下ろしと玄関前の除雪に対して助成を受けた。

【内山（信）委員】

- ・29世帯以外の残りの78世帯は何か。

【小林グループ長】

- ・今年度の大島区における要援護者除雪費助成制度の認定世帯は、当初は、107世帯であったが、最終的には114世帯になり、そのうち29世帯が県の災害救助条例適用期間に県の制度で助成を受けた世帯数である。

【内山（信）委員】

- ・残りの世帯は助成を受けることができなかったということか。

【小林グループ長】

- ・その期間において、93世帯が市の制度を活用し、助成を受けているということである。

【内山（信）委員】

- ・県の災害救助条例適用前に、市の制度の上限額65,600円は使い切り、超過分を自己負担している。

【小林グループ長】

- ・そのような世帯もあった。

【内山（信）委員】

- ・上限額65,600円では、いくらも残っているわけではない。皆、不足分は、自己負担している。
- ・だから1円でも助成額を増やしてもらえればありがたいということで、災害救助条例が適用された時は、地域住民は感謝していた。にもかかわらず、ふたを開けてみれば1円も使えないような内容になっていた。

【小林グループ長】

- ・基準額がある以上は、それ以上は自己負担ということになる。ましてや制度が適用されない世帯は、最初から自己負担している。

【内山（信）委員】

- ・それはそうではあるが、前年度は国の制度を適用して、下した雪の排雪も対象としていたが、日本で一番の多雪地帯であるにもかかわらず新潟県が下した雪の排雪を助成対象外としているのは、どういうことか。私はそれをおかしいと言っている。

【小林グループ長】

- ・民生委員からも内山（信）委員と同じ意見があった。今、それらの意見をまとめている。大島区以外の住民でもそのように感じている人もいると思う。先ほど、岩野次長が説明したとおり、そのような意見をきちんと担当課につないでいく。

【内山（信）委員】

- ・このようなことがあるから、市の職員は頑張っていたら、市長や県、国に話を通してもらって、しっかりやっていただかないと困る。せっかく、限度額137,900円の助成制度があり、頼りにしているのに1円も使えない内容である。それでいいと思うのか。

【小林所長】

- ・岩野次長や小林グループ長の話のとおりであるが、内山（信）委員の発言については、確かに制度としては、使い勝手の悪い内容になっていると思う。繰り返しになるが、前年度は国の災害救助法が適用された中で、重機の借り上げの制度があり、7町内会が利用し、重機を使用して雪すかし等の作業をした。さらに写真の提出等、資料の作成が緩和された面があったので、その中で柔軟に制度を活用できた。県の制度において、下ろした雪の排雪が助成対象外であることについて、県は制度として決めているとのことであったが、所管課で他の区を含めた住民からの要望をまとめ、県、国に強く要望してもらおうようにしていきたい。

【内山（信）委員】

- ・先週の市議会で、件数は覚えていないが、前年度は、写真に不備がある等により申請を受け付けられず、市で問題になっているという話を聞いた。写真は市が事務手続きで使用するものであり、それで多くの件数が受け付けられなかったのは問題である。

【小林グループ長】

- ・前年度は、途中で写真の提出が厳しくなり、業者が撮影して、国に提出したのものもあり、その中で、上越市の分について、写真を見ると国から見て助成金を出すにはそぐわないというものが保留になっていると聞いている。委員が聞いたという話はその話ではないか。
- ・今年度は、当初から写真等を厳格にするようにということで進めてきた。

【内山（信）委員】

- ・いずれにしても市長や県庁に声が届くようにもう少し職員から頑張ってもらいたい。限度額137,900円の助成制度があるのに、1円も使えない内容なのは考えられない。

【岩野次長】

- ・先ほどの委員の質問である県の条例適用期間における助成の実績は、市全体、つまり条例適用された6区で492件、金額は約3,770万円である。また、市全体の市の要援護者除雪費助成制度の対象世帯は7,096世帯である。助成件数及び金額は、現在、支払いをしている最中なので、まだ確定していない。

【山岸委員】

- ・私も内山（信）委員の発言はもっともであると思う。また、屋根雪下ろしは対象になるが、屋根から自然落雪した雪の排雪は対象になっていない。田麦集落では、自然落雪の家が非常に多い。前年度、災害救助法が適用になり、慌てて業者に頼んで屋根雪を落として、あまり排雪しなくてもよいのではという雪を排雪したものが対象になった事例があったが、屋根から落ちた雪は対象外である。人手不足や高齢化で自然落下の屋根にしているにもかかわらず、排雪は自己負担をしている。今後、対象になるように、先ほどの話にあるように、上に働き掛けていただきたい。
- ・大島旭農村環境改善センターでの飲食について、センターの飲食の自粛要請はどのような状況になったら解除されるのか。隣の竹平の集会所については、自粛要請されていない。センターが指定避難所であるからかもしれないが、旭地区全体の住民が集まる施設なので、基準がどのようになっている、いつ自粛要請が解除されるのか見通しを教えていただきたい。

【岩野次長】

- ・大島旭農村環境改善センターは、旭地区協議会が指定管理している公の施設である。

竹平の集会所は、町内会の集会所である。センターの飲食の自粛要請の解除については、担当している浦川原区総合事務所の産業グループ及び所管課である農村振興課に問合せで回答する。

【飯田（國）委員】

- ・まん延防止等重点措置の適用期間が終了したので、センターの飲食の自粛要請は解除されたのではないのか。

【岩野次長】

- ・まん延防止等重点措置の適用、期間終了の他に、公の施設の管理という観点から飲食の自粛を要請している。確認し、後日回答する。

【山岸委員】

- ・今もまん延防止等重点措置適用期間が終了したにもかかわらず、施設の利用者の氏名等を記載しているが、これも続けるのか。

【岩野次長】

- ・公共施設の維持管理ということで、今のところ、続けていただきたい。

【丸田会長】

- ・他にないか。

【武江委員】

- ・今も総合事務所長権限の緊急修繕はあるのか。あれば、令和3年度の執行内容を伺いたい。予算額は100万円なのか。

【小林所長】

- ・予算額は100万円ではないが、それぞれの区で同じ額を配分されている。緊急性が高く、関係課の予算措置が難しい中で、執行すべきという判断をした案件について執行している。執行内容については、今、資料がないため、きちんとお答えできない。
- ・質問の意図は何か。

【武江委員】

- ・緊急的な案件があった場合、対応を依頼することがある。

【小林所長】

- ・相談は、随時、受け付けている。担当が話を伺い、現地を確認し、協議をさせていただいたうえで進めていくことになる。

【武江委員】

- ・上限額は決まっていないのか。

【小林所長】

- ・上限額は、予算額である90万円である。令和3年度の実績については、次回の地域協議会で回答すればよいか。それとも委員個人に回答すればよいか。

【武江委員】

- ・次回の地域協議会で回答をいただきたい。

【丸田会長】

- ・他に発言を求めるもなし。
- ・それでは、以上をもって第11回地域協会を閉会する。

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 61)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。